

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外商投資情報報告弁法

(商務部・国家市場監督管理総局令2019年第2号として2019年12月30日発布、2020年1月1日施行)

第一章 総則

- 第1条 更に対外開放を拡大し、外商投資の促進、保護及び管理水準を高め、外商投資政策措置を完全化し、ビジネス環境を改善するために、「中華人民共和国外商投資法」及び「中華人民共和国外商投資法実施条例」に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条 外国投資家が直接的又は間接的に中国国内において投資活動を行う場合には、外国投資家又は外商投資企業が本弁法に基づき商務主管部門に投資情報を報告送付しなければならない。
- 第3条 商務部は、全国規模の外商投資情報報告業務の統一計画及び指導に責任を負う。
県級以上の地方人民政府の商務主管部門並びに自由貿易試験区及び国家級経済技術開発区の関連機構は、当該区域内の外商投資情報報告業務に責任を負う。
- 第4条 外国投資家又は外商投資企業は、企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を報告送付しなければならない。
市場監督管理部門は、外国投資家又は外商投資企業から報告送付された上記の投資情報を、商務主管部門へ遅滞なく送信しなければならない。
商務部は、外商投資情報報告システムを確立し、市場監督管理部門から送信された投資情報及び部門共有情報等を遅滞なく受信及び処理する。
- 第5条 市場監督管理総局は、全国企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムの構築を統一計画・指導し、外商投資情報報告の実施を保障する。
- 第6条 各級の商務主管部門及び市場監督管理部門は、業務連携を適切に行わなければならない。商務主管部門は、外国投資家及び外商投資企業による投資情報の報告送付のために専門指導を提供しなければならない。
- 第7条 外国投資家又は外商投資企業は、投資情報を遅滞なく報告送付しなければならない。真実・正確・完全の原則に則り、虚偽又は誤導性報告を行ってはならず、重大な遺漏があってはならない。

第二章 報告の主体、内容及び方式

- 第8条 外国投資家又は外商投資企業は、本弁法の規定に従い、初期報告、変更報告、抹消報告、年度報告の提出等の方式を通じて投資情報を報告送付しなければならない。
- 第9条 外国投資家は、中国国内において外商投資企業を設立する場合には、外商投資企業設立登記手続を行う際に、企業登記システムを通じて初期報告を提出しなければならない。

ない。

外国投資家は、国内の非外商投資企業を持分買収する場合には、被買収企業の変更登記を行う際に、企業登記システムを通じて初期報告を提出しなければならない。

第10条 外国投資家は、初期報告を提出する場合には、企業の基本情報、投資家及びその実質支配者の情報、投資取引情報等の情報を報告送付しなければならない。

第11条 初期報告の情報に変更が発生し、企業変更登記(届出)に関係する場合には、外商投資企業は、企業変更登記(届出)を行う際に、企業登記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。

企業変更登記(届出)に関係しない場合には、外商投資企業は、変更事項の発生後20業務日内に企業登記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。企業が定款に基づき変更事項について決議を行った場合には、決議を行った時点を変更事項の発生時点とし、法律法規に変更事項の発効条件に対する別段の要求がある場合には、相応の要求を満たした時点を変更事項の発生時点とする。

外商投資の上場会社及び全国中小企業株式譲渡システムにおいて登録した会社は、外国投資家の持株比率の変化が累計で5%を超える場合、又は外国側の持分支配若しくは相対的持分支配の地位に変化の発生を招く場合に限り、投資家及びその保有する株式の変更情報を報告することができる。

第12条 外商投資企業は、変更報告を提出する場合には、企業の基本情報、投資家及びその実質支配者の情報、投資取引情報等の情報に係る変更状況を報告送付しなければならない。

第13条 外商投資企業の抹消又は内資企業への転換の場合には、企業抹消登記又は企業変更登記の手續後、抹消報告が既に提出されたものとみなされ、関連情報は市場監督管理部門が商務主管部門へ送信し、外商投資企業が別途報告送付する必要はない。

第14条 外商投資企業は、毎年1月1日から6月30日までにおいて、国家企業信用情報公示システムを通じ、前年度の年度報告を提出しなければならない。

その年に設立された外商投資企業は、翌年から年度報告を報告送付する。

第15条 外商投資企業は、年度報告を提出する場合には、企業の基本情報、投資家及びその実質支配者の情報、企業経営及び資産負債等の情報を報告送付しなければならない。外商投資参入許可特別管理措置に関係する場合には、関連業種許可の取得情報も報告送付しなければならない。

第16条 初期報告、変更報告及び年度報告等の具体的な内容については、確実な必要性の原則に従い、外商投資の実情並びに企業登記登録及び企業情報公示の関係規定を踏まえて確定し、商務部が公告の形式にて対外的に発布する。

第三章 情報の共有、公示及び訂正

第17条 商務主管部門及び関係部門は、情報報告業務の必要性に応じて外商投資情報共有メカニズムを確立しなければならない。

法律・行政法規に別段の定めがある場合を除き、関係部門が職責履行の過程において入手した外商投資情報は、遅滞なく商務主管部門と共有されなければならない。

第18条 外国投資家又は外商投資企業が報告送付した投資情報は、「企業情報公示暫定条

例」に基づき社会に公示しなければならない場合又は外国投資家若しくは外商投資企業が公示に同意した場合には、国家企業信用情報公示システム及び外商投資情報報告システムを通じて社会に公示する。

第19条 外国投資家又は外商投資企業は、自身に関係投資情報の未報告、誤報告又は報告漏れが存在することを発見した場合には、遅滞なく補足報告又は訂正を行わなければならない。「企業情報公示暫定条例」第9条に列記された年度報告公示情報についての外商投資企業による補足報告又は訂正は、当該条例の関係規定に適合していなければならない。

商務主管部門は、外国投資家又は外商投資企業に未報告、誤報告又は報告漏れが存在することを発見した場合には、補足報告又は訂正を20業務日内に行うよう外国投資家又は外商投資企業に通知しなければならない。

訂正が公示事項に関係する場合には、訂正前後の情報について、同時に公示しなければならない。

第四章 監督管理

第20条 商務主管部門は、外国投資家又は外商投資企業による本弁法の遵守状況について監督検査を実施する。

商務主管部門は、関係部門と合同で、抽出検査、通報に基づく検査の実施、関係部門又は司法機関の提案及び報告の状況に基づく検査の実施、並びに職権による検査の発動等の方式を採用して監督検査を展開することができる。

第21条 商務主管部門は、抽出検査方式を採用して外国投資家又は外商投資企業による情報報告義務の履行状況について監督検査を実施する場合には、検査対象を無作為に抽出し、及び法執行検査員を無作為に選任派遣しなければならない。抽出検査事項及び調査・処分結果は遅滞なく外商投資情報報告システム公示プラットフォームを通じて公示をする。

公民、法人又はその他の組織は、外国投資家又は外商投資企業に本弁法への違反行為が存在することを発見した場合には、商務主管部門に通報することができる。通報が書面形式を採用し、明確な被通報者を有し、かつ、関連する事実及び証拠が提供された場合には、商務主管部門は、通報を受けた後、法により遅滞なく処理しなければならない。

その他の関係部門又は司法機関は、職責履行の過程において、外国投資家又は外商投資企業に本弁法への違反行為があることを発見した場合には、監督検査の提案を商務主管部門に申し入れることができ、商務主管部門は関連する提案を受けた後、法により遅滞なく処理しなければならない。

本弁法の規定どおりに報告を行わず、又は過去に報告の不実、監督検査への非協力若しくは商務主管部門が下した行政処罰決定の履行拒否の記録がある外国投資家又は外商投資企業に対し、商務主管部門は、職権により検査を発動することができる。

第22条 商務主管部門は、実地調査、書面検査等の方式を採用して監督検査を行うことができ、必要に応じてその他の部門から情報を入手し、外国投資家又は外商投資企業から報告送付された投資情報が真実・正確・完全・適時であるか否かの確認に用いることができる。商務主管部門は法により関係資料を閲覧し、又は被検査人に関係資料の提供を

要求することができ、被検査人は検査に協力し、ありのままに提供しなければならない。

第23条 商務主管部門は、監督検査の実施にあたり、被検査人の正常な生産経営活動を妨害してはならず、被検査人が提供する財物又はサービスを受領してはならず、その他の不法な利益の獲得を謀ってはならない。

第24条 商務主管部門及び市場監督管理部門は、職責履行の過程において知り得た外国投資家又は外商投資企業の商業秘密を法により保護しなければならない。

第五章 法的責任

第25条 外国投資家又は外商投資企業が本弁法の要求どおりに投資情報を報告送付せず、かつ、商務主管部門からの通知後に本弁法第19条どおりに補足報告又は訂正をしなかった場合には、20業務日内の是正を商務主管部門が命じる。期限を徒過しても是正されなかった場合には10万元以上30万元以下の過料に処し、期限を徒過しても是正せず、かつ、次に掲げる状況が存在する場合には30万元以上50万元以下の過料に処する。

(一) 外国投資家又は外商投資企業が情報報告義務の履行を故意に逃れ、又は情報報告を行う際に真実の状況を隠蔽し、誤導性若しくは虚偽の情報を提供したとき。

(二) 所属する業界、外商投資参入許可特別管理措置に関係するか否か、企業投資家及びその実質支配者等の重要な情報についての外国投資家又は外商投資企業の報告送付が誤っていたとき。

(三) 外国投資家又は外商投資企業が本弁法の要求どおりに投資情報を報告送付せず、かつ、これにより行政処罰を受けた場合において、2年以内に再び本弁法の関係要求に違反したとき。

(四) 商務主管部門が認定するその他の重大な状況

第26条 商務主管部門が監督検査において把握した、外国投資家又は外商投資企業が法どおりに情報報告義務を履行していないことに関する状況については、外商投資情報報告システムに入力し、かつ、国の信用体系構築についての関係規定に従って信用監督管理を完全化しなければならない。

外国投資家又は外商投資企業が情報報告義務への違反により商務主管部門の行政処罰を受けた場合には、商務主管部門は、関連状況を外商投資情報報告システム公示プラットフォームにおいて公示し、かつ、国の関係規定に従って信用情報システムに組み入れることができる。

商務主管部門は、外国投資家又は外商投資企業が情報報告義務を履行し、及び相応の行政処罰を受けたことに関する状況を市場監督管理、外貨、税関、税務等の関係部門と共有することができる。

第27条 外国投資家又は外商投資企業は、外商投資情報報告システム公示プラットフォーム上の関係情報の記録について、完全でない、又は誤りを有すると判断した場合には、関連証明資料を提供し、かつ、商務主管部門に修正を申請することができる。調査を経て事実であると確認された場合には、修正を行う。

外国投資家又は外商投資企業は、違法行為を是正して関連義務を履行した後1年以内に情報報告義務への違反行為が再発しなかった場合には、外商投資情報報告システム公示プラットフォーム上の関係情報記録の削除を商務主管部門に申請することができる。調

査を経て事実であると確認された場合には、削除を行う。

第六章 附則

第 28 条 外商投資企業が中国国内において企業を投資（多層的投資を含む。）設立する場合には、市場監督管理部門における登記届出手続及び年度報告情報の報告送付後、関連情報は市場監督管理部門が商務主管部門へ送信し、上記の企業が別途報告送付する必要はない。

第 29 条 外商投資により設立・運営される投資性会社、ベンチャー投資企業及び投資を主な業務とするパートナーシップ企業は、国内において企業を投資設立する場合には、本弁法第二章の規定を参照して投資情報を報告送付しなければならない。

第 30 条 非企業形態の外商投資については、外国投資家が本弁法第二章の規定を参照して投資情報を報告送付しなければならない。但し、部門情報共有を通じて関連情報を取得することができる場合を除く。

第 31 条 企業の設立、変更又は抹消登記の前に業種主管部門の許可を要する旨が法律・行政法規に定められている場合には、外国投資家又は外商投資企業は、登記登録の申請時に、関係する認可文書を市場監督管理部門に提出しなければならない。

第 32 条 外国投資家が中国国内において銀行業、証券業、保険業等の金融業種に投資する場合には、本弁法を適用する。

第 33 条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資家並びに国外に定住する中国公民の投資については、本弁法を参照して投資情報を報告送付する。

第 34 条 本弁法は、商務部及び市場監督管理総局が解釈に責任を負う。

第 35 条 本弁法は、2020年1月1日から実施する。「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」は、同時に廃止する。

(法令原文名称：外商投資信息報告办法)